

東北町議会だより

第4号

発行 東北町議会
編集 東北町議会広報
編集委員会
電話 0176-56-3111
内線 310
住所 東北町上北南
四丁目32-484



「みんなで植えたよ」

5/19 第一小学校 田植え



主な内容

- ・ 施政方針並びに行政報告…………… 2 P
- ・ 審議された議案…………… 5 P
- ・ 一般質問…………… 8 P
- ・ 各種委員会及び協議会の活動…………… 17 P
- ・ 委員会報告…………… 18 P
- ・ 自治功労で表彰…………… 24 P

施政方針 並びに 行政報告



町 長 竹 内 亮 一

六パーセントとなり、今後も九十パーセントを超えた状況が見込まれることから、行政改革大綱に基づく「集中改革プラン」五ヶ年計画の策定をし、

① 事務事業の再編、整理、廃止、統合

② 定員管理、給与の適正化

③ 民間委託等の推進

④ 経費節減等

対策を講ずることとしております。

また、一般財源の大宗を占める地方交付税については、平成十七年の国勢調査人口の減少などにより地方交付税が前年度に比し、五・六パーセント減となるため、当初比較で約二億四千万円減少、更には、長引く景気低迷による町税の約六千七百万円減収が見込まれるなど、町財政は一段と厳しいものとなっております。

しかし、こうした厳しい状況の中で、予算編成にあたっては、

① 合併特別債

② 辺地対策事業債

③ 県支出金、合併支援特別交付金

④ 国庫補助金、合併市町村

補助金

⑤ 合併市町村対象 元気な
あおもりづくり五百万円
補助金

等の活用を図るなど新たな姿勢、発想、行動そして、知恵を三役各課長に意を注いで頂き、本予算提案となったものであります。

その主なものとして、

① 地域のミニ計画

約四百九十五件にのぼり、住民の声を反映した、行政運営に生かして参りたいと思っております。

② 無料バスの運行

スクールバスの空き時間帯を活用し、また十鉄との委託契約(二台分)を民間バス会社との委託契約に変更し、この四月から試行運転したいと思っております。

③ 上北道路の早期完成を目指す

交通ネットワーク確立の要であり、地域の観光や物流、医療など様々な面で、新たな効果が期待されることから、強く要望して、参ります。

④ 学力の向上施策

・ 子どもの読書の推進
・ 保育所、小中学校連携教育
・ 学校の安全、安心事業の推

【議会の動き】

十二月

8日○東北町議会定例会(開
会)

8日○中国農業技術研修生送
別会

11日○東北町連合PTA研究
大会

12日○東北町議会定例会(一
般質問)

13日○東北町議会定例会(一
般質問)

14日○東北町議会定例会(議
案審議)

16日○高規格道路建設及び道
路整備促進総決起大会

16日○町青年農業経営者収穫
感謝祭

16日○東北町商工会町長並び
に議長、前会長及び役
員懇談会

16日○上北職業訓練校忘年会

18日○旧上北元議員高田鶴松
氏通夜

21日○上北町商工会役員忘年
会

22日○産業建設常任委員会

26日○東北町総合開発審議会
組織会及び第1回審議
会

進

いま求められているのは、基礎、基本教育の充実と安心して学べる学校内外の環境づくり、教育の基盤づくりであります。

⑤三役報酬削減

私は、十パーセント加算して約三十パーセントの削減、助役、収入役、教育長も十パーセント加算して、約二十パーセントの削減、このことにより、年間約千二百万円の削減効果となる見通し、(退職金を除く) また、議員在任特別後の定数減(十月より十六人)になり約三千百万円の削減効果。

当面する行政の緊急から重要な課題については長期的な視野に立つて、財政の見通しを勘案しながら、不退転の決意をもって、町民の皆様が真に住んでよかった、これからも住み続けたい、東北町を創るために、合併時に策定した「上北町・東北町新町建設計画」に基づき、また直近の町民ニーズの動向や社会、経済情勢の変化を十分に踏まえ、地方分権時代の新たな町民参画・協働の総合指針として、また、

自立した自治体経営の確立に向けた経営プランとして「東北町総合振興計画」を策定し、その実現に向って鋭意努力して参りたいと考えております。

また、両町の地域特性、資源、産業、文化を活かし、後世に誇れる、キラリと光るまち、合併してよかったと思われる町づくりを、皆さまとともに、目指して参りたいと思います。

◎総務課関係

去る一月五日、議員の皆さんをはじめ、山崎力総務副大臣、青森県知事、江渡あきのり衆議院議員、田名部匡省参議院議員、地元県議会議員など、約五百名の出席のもと、新「東北町」誕生記念式典並びに祝賀会が盛会裏に開催されました。昨年九月二日に制定されました、「町章」の紹介、地元小学校児童による「町民憲章」の唱和、さらには、当日一月五日に制定されました、「花・木・鳥」の紹介、「町民の歌」の披露など、新「東北町」誕生に華を添える慶事であったと思っております。

す。

これもひとえに、議員各位のご理解とご協力の賜であり、この場をお借りし、衷心より厚く御礼申し上げます。

◎建設課関係

今年度予定しておりました事業については、事務手続が完了した工事はすべて発注済みであります。

ただし、交付決定が遅れた農地農業用施設災害復旧事業及び、十七年度補助金追加配分による町営住宅建設事業は、今議会に繰越明許費補正予算をご提案いたしておりますが、今期の雪の状況からして繰り越し工事はやむを得ないものと判断をいたしております。

また、県で指定しております本町の雪情報観測所四ヶ所、上北地区では、上野、東北地区では、乙供、千曳、水喰での警戒積雪深が、乙供と千曳で超えたことから二月八日に豪雪対策本部を設置し、その対応してきたところであります。

また、除雪費は、二月十九日現在で、上北地区は、約五

千七百万円、東北地区は、約九千万円となっております。今後の天候にもありますが、現状から推計いたしますと、昨年度を(一億六千万円)若干上回るのではと見通しております。

◎商工観光課関係

十和田湖冬物語の開催と併催して、去る二月四日から二月二十七日まで「あおもり二大湖めぐり」と銘をうって、十和田湖と小川原湖をセットにした首都圏観光客誘致する冬の観光事業を実施しております。

この事業も五年目を迎えます。この事業を対象に、「白鳥の餌付け体験」今年新たに「わかさぎ釣り体験」を楽しんでいただきました。

期間中は、一日約九十人、延べ六百七十人が来町し、大変好評のうちに終了されております。尚、これに伴って、道の駅利用者も述べ六百人となっております。

また、事業の実施にあたっては、八甲田農協女性部が運営するマリンシャトル及び道の駅おがわら湖との協力を得

一月

5日○新町誕生記念式典並びに祝賀会

6日○故沼山豊武議員通夜

7日○東北町消防団出初式

11日○教育民生常任委員会

11日○上北町建築組合通常総会

11日○東北町商工会新年会

12日○東北町森林組合山神祭

14日○上北町柔道協会鏡開き式

14日○トリノ冬季オリンピックク祝賀会

15日○上北連合婦人室内運動会

17日○北栄地域自給型TMRセンター竣工式及び落成式

22日○上北町連合PTA研究会

22日○故丸井彪県会議員通夜

24日○25日○県町村議会議長会

26日○東北町教育委員会表彰授与式

27日○中部上北消防連絡協議会定期総会

28日○産業建設常任委員会

27日○甲地小学校改築に係る要望活動(県知事)

て実施を致しております。

◎学務課関係

去る、二月十日 沼山アイ子さんより、故沼山豊武氏のご香典の一部十万円を町の奨学基金にお役立て下されば、ということでご寄附がございました。

また、十二月十五日に、第一小学校に学校評議員の阿部和房さんより、グラウンド用夜間照明二灯が、寄贈されております。

一月二十六日に、町コミュニティセンターで、十七年度の文化活動及びスポーツ活動で、特に優秀な成績を収めた、小学生八十八名、中学生九十四名に対し教育委員会表彰授与式が行われております。受賞されました、児童生徒さんには、今後益々の飛躍を期待したいと思っております。

次に、近年、子ども達を狙う、悪質な事件が相次いでおきていますことから、町教育委員会で学校及び保護者並びに町民一丸となって、次代を担う子ども達が、安心して通学できる環境づくりを目的とし、

「子どもの安全を守る町民大会」が、一月二十九日に開催されております。防犯関係者、各行政連絡員、老人クラブ、子供会など約三百名の参加を頂いております。

中学校体育大会関係では、

一月十三日から十五日までの三日間、大鰐町で県中学校スキー競技大会が開催され、東北中学校の男子八名、女子三名がクロスカントリースキー競技フリーとクラシカル及びリレーの各種目に出場され、団体の部で、男子リレー第二位、女子リレー第三位、個人の部では、男子クロスカントリースキーフリーで第三位、男子同競技クラシカルで第二位、女子フリーで第九位、クラシカルで第十三位となっております。また、この県大会の結果男子六名が、山形県米沢市で開催されました東北中学校スキー競技大会に出場し、男子リレーが、第八位となっております。

更に、新潟県で開催されました、全国中学校スキー大会に男子リレー青森県選抜チームに選ばれた三名が第六位と健闘しております。

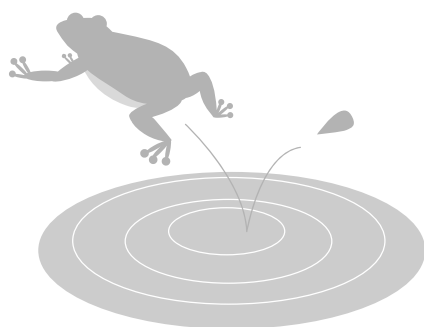
出場されました選手の皆さんには、心からその健闘を讃えるものであります。

◎スポーツ振興課関係

皆さんもご承知のとおり二月十日冬季オリンピックがイタリアのトリノで開催されました。東北町からノルディック距離競技にオリンピック三年連続出場の偉業をなしとげました蛭沢克仁君、バイアスロン競技に初めて出場された蛭沢大輔君が、世界のトップクラスの選手相手に奮闘・活躍された姿は、国、県民は勿論のこと、東北町民に夢と感動を与えて頂きました。尚、オリンピック出場に際して、激励祝賀会及び横断幕の掲示等に対し積極的にあたられた町体育協会、更には、テレビ等で観戦・応援された町民に対し厚くお礼を申し上げます。

次に、町が合併してはじめての東北町文化賞、体育・スポーツ賞の授与式が二月二十五日挙行されました。今年度の受賞者は、文化部門では、文化賞一名、文化功労賞四名、文化奨励賞十六名、体育・スポーツ部門では、体育功労賞

二名、スポーツ賞四名、優秀選手賞百二名の総勢百二十九名が、受賞の栄誉に輝いております。多年にわたり文化・スポーツ振興に尽された方、全国大会出場、あるいは県大会等での優秀な成績をおさめられた皆さんであり、心から受賞に対してお祝いを申し上げます。



二月

- 27日○誘致企業等懇談会
- 28日○総務副大臣山崎力を囲む新年会
- 29日○上北町子ども会祭り
- 29日○東北町女性レクリエーション大会
- 29日○子どもの安全を守る町民大会
- 3日○郡町村議会議長会役員会・定例会
- 5日○公明党青森第二総支部名刺交換会・子育て支援セミナー
- 5日○上北町商工会新春トラップ大会懇親会
- 7日○県原子力施設環境放射線監視委員会
- 10日○東北町小学校スキー大会
- 10日○東北町総合開発審議会
- 11日○祝東北町合併記念ディナーショー
- 12日○上北地区町民総合体育大会閉会式
- 14日○教育民生常任委員会
- 16日○広報編集委員会
- 17日○自衛隊入隊予定者激励会
- 19日○東北町民綱引き競技大会

3月定例会で 審議された 議案

三月定例会は三月八日招集され十六日まで七日間で開かれ、いずれも原案どおり可決されました。

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成十七年度東北町一般会計補正予算）

・予算の総額に六千七百八十八万八千円を追加し、総額を百十七億九千三百三十二万一千円とする。

◎平成十七年度東北町一般会計補正予算案

・予算の総額から二千七百二十五万五千円を減額し、総額を百十七億六千六百六万六千円とする。

◎平成十七年度東北町国民健康保険事業特別会計補正予算案

・予算の総額に一千万七千円を追加し、総額を二十七億五千百五十八万六千円とする

◎平成十七年度東北町老人保健特別会計補正予算案

・予算の総額に六千七百二十九万五千円を追加し、総額を二十二億六千五百二十九万円とする

◎平成十七年度東北町介護保険特別会計補正予算案

・予算の総額から四千九百五十一万六千円を減額し、総額を十六億八千九百十七万円とする

◎平成十七年度東北町農業集落排水事業特別会計補正予算案

・予算の総額から百九十万八千円を減額し、総額を七千六百十万二千円とする

◎平成十七年度東北町公共下水道事業特別会計補正予算案

・予算の総額から八百八万六千円を減額し、総額を六億三三七万八千円とする

◎平成十七年度東北町簡易水道事業特別会計補正予算案

・予算の総額から五百七十八万六千円を減額し、総額を三億三千万一千円とする

◎平成十八年度東北町一般会計予算案

・予算の総額を九十五億二百万円と定める

◎平成十八年度東北町国民健康保険事業特別会計予算案

・予算の総額を二十八億二千三十六万円と定める

◎平成十八年度東北町老人保健特別会計予算案

・予算の総額を十九億五千二百一十一万八千円と定める

◎平成十八年度東北町介護保険特別会計予算案

・予算の総額を十七億四千七百一十四万六千円と定める

◎平成十八年度東北町介護サービス事業特別会計予算案

・予算の総額を千五百五十九万四千円と定める

◎平成十八年度東北町農業集落排水事業特別会計予算案

・予算の総額を七千八百二十七万八千円と定める

◎平成十八年度東北町公共下水道事業特別会計予算案

・予算の総額を七億二千二百一十二万六千円と定める

◎平成十八年度東北町簡易水道事業特別会計予算案

・予算の総額を二億二千八百六十二万円と定める

◎平成十八年度東北町上水道事業会計予算案

・収益的収入及び支出の予定額を、収入一億八千二百七十六万五千円、支出一億九千七百八十五万四千円と定める

◎東北町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

・東北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の給料月額を引き下げたためのも

◎東北町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

19日○上北町チャリティ素人芸発表会

19日○東北町東北地区盛年式

21日○県町村議会議長会定期総会及び自治功労者表彰式

22日○上北駐在所新設を祝う会

25日○東北町文化賞、体育・スポーツ賞表彰授与式

25日○新小型動力ポンプ付積載車納車祝賀会

27日○産業建設常任委員会

27日○総務企画常任委員会

27日○道路整備促進特別委員会

28日○教育民生常任委員会

28日○家族経営協定合同調印式

1日○全員協議会（予算説明会）

2日○東北町総合開発審議会議

2日○東北東中学校卒業式

3日○議会運営委員会

3日○青友会定時総会

6日○一般国道45号上北道路整備促進にかかる意見交換会
7日○原子燃料サイクル対策等特別委員会



・東北町特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料月額を引き下げるためのもの

◎東北町特別職等の職員の給与の支給に関する特例を定める条例の一部を改正する条例案

・東北町特別職等の給料月額を引き下げに伴い、所要の改正をするためのもの

◎東北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

・国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、昇給制度等を改めるためのもの

◎東北町単な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

・国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、昇給制度等を改めるためのもの

◎東北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

・国民健康保険税の税率につ

いては、上北町・東北町合併協議会において平成十八年度に統一することで協議決定されていたが、旧両町の税率の差が過大であることから、保険給付の安全確保と国民健康保険事業の安定の運営を図りつつ平成十九年度に統一を図ることとし、平成十八年度の税率について所要の調整を行うためのもの

◎東北町介護保険条例の一部を改正する条例案

・町の第三期介護保険事業計画策定に伴い、平成十八年四月一日より平成十八年度から平成二十年までの介護保険料率が改正となるためのもの

◎東北町手数料条例の一部を改正する条例案

・都市計画法及び青森県都市計画法施行条例に基づく権限（一部除く）が、平成十八年四月一日から町に委譲されることに伴い、所要の改正をするためのもの

◎東北町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例

案

・東北町内の学校等に、語学指導等を行う外国青年を招致するために、給料及び旅費に関し必要な事項を定めるためのもの

◎東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町情報公開条例の一部を改正する条例案

・東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定に伴い、所要の改正をするためのもの

◎東北町テレビ共同受信施設条例の一部を改正する条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、施設管理方式を変更するためのもの

◎東北町営墓地に関する条例の一部を改正する条例案

・地方自治法の一部を改正す

る法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町堆肥センター条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町農業用機械格納修理施設条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町土壌診断飼料検定センター条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町就業改善センター条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指

定の手續等が必要なためのもの

◎東北町農村環境改善センター条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町多目的乾燥調製施設条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町水産物荷捌条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町小川原湖中央棧橋条例案

・地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町アメニティ広場条例の一部を改正する条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

条例の一部を改正する条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町総合交流拠点施設条例の一部を改正する条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町学習等供用センター条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町小川原湖公園条例の一部を改正する条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町立地区コミュニティセンター条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町商工業研修等施設条例の一部を改正する条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町上北職業能力開発校集会所条例案

◎東北町大浦地区多目的研修集会所条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町生きがい広場条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎東北町公園条例案

・ 地方自治法の一部を改正する法律により、東北町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等が必要なためのもの

◎横沢辺地の総合整備計画の策定について

・ 横沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するためのもの

◎虫神辺地の総合整備計画の策定について

・ 虫神辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するためのもの

◎美須々辺地の総合整備計画

の策定について

・ 美須々辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するためのもの

◎添ノ沢辺地の総合整備計画の策定について

・ 添ノ沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するためのもの

◎町道の路線廃止について

・ 町道三一三〇号線の起点変更のためのもの

◎町道の路線認定について

・ 町道三一三〇・三一九六・三一九七・三一九八・三一九九・三二〇〇・三二〇一・三二〇二・三二〇三・三二〇四・三二〇五・三二〇六・三二〇七号線を町道認定するためのもの

◎青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

・ 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の現象及び青森県市町村等非常勤

◎青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の現象及び青森県市町村等非常勤

職員公務災害補償等組合規約の変更について

・ 構成団体である中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合が平成十八年二月二十六日をもって解散したことにより、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法第二八六条第一項及び同法第二九〇条の規定に基づき、議会の議決を要するためのもの

◎東北町教育委員会委員の任命について

・ 平成十八年三月三十一日をもって欠員となる東北町教育委員会委員として、蛭名貴大を任命するためのもの



◎東北町総合振興計画基本構想について

・平成十七年三月三十一日合併により新東北町が発足したことに伴い、自立した自治体経営の確立に向けた経営プランとして東北町総合振興計画基本構想を定めるためのもの

◎人権擁護委員候補者の推薦について

・人権擁護委員蛭名秀峯氏の任期が平成十八年六月三十日をもって満了するので、推薦について議会の意見を得るためのもの

◎十和田地区食肉処理事務組合議会議員の選挙について

◎「野辺地警察署千曳駐在所存続陳情についての意見書」提出に関する陳情について

◎野辺地警察署千曳駐在所存続についての意見書について

◎「一般国道四五号上北道路」の早期完成と道路特定財源に関する意見書について

予算審査特別委員会設置

平成十八年度予算審議する

一般会計十七億四千万円(前年比十五・四九%)減



副委員長 蛭名 政勝



委員長 吹越 伍郎助

三月十四・十五日に予算審査特別委員会(委員長、吹越伍郎助・副委員長、蛭名政勝)を開催し、当委員会に付託された次の九件が審議されました。

このうち町の仕事の大部分を担う一般会計予算は九十五億二百万円となり前年度当初予算より十七億四千百万円の減となり、より効率的な財政運営が求められる厳しい緊縮型の予算となっております。

会計名	18年度予算(千円)	17年度予算(千円)	増減(千円)	前年比(%)
一般会計	9,502,000	11,243,000	△ 1,741,000	△ 15.49
国民健康保険事業特別会計	2,820,360	2,727,278	93,082	3.41
老人保健特別会計	1,950,218	2,063,066	△ 112,848	△ 5.47
介護保険特別会計	1,747,146	1,072,846	674,300	62.85
介護サービス事業特別会計	11,594	0	11,594	—
農業集落排水事業特別会計	78,278	78,054	224	0.29
公共下水道事業特別会計	712,226	610,768	101,458	16.61
簡易水道事業特別会計	228,620	304,923	△ 76,303	△ 25.02
上水道事業会計(収益的部分)	197,854	198,099	△ 245	△ 0.12
合計	17,248,296	18,298,034	△ 1,049,738	△ 5.74

また、三月十五・十六日の本会議(議案審議)において、いずれも可決されました。

町政を厳しく追求

七議員

一般質問

質問1

学童保育は継続するのか？



沼田 徳右衛門 議員

現在、学童保育で使用している小川原小学校の教員住宅は、築数十年を経過している建物であり狭隘かつ老朽化が激しく、子育ての場としてはいささかふさわしくないとはいえますが、学童保育を十八年度以降も継続するのか。また、

答弁

教育長

学童保育については十八年度も継続し、学力向上のため学習を取り入れた運営を検討している。小川原小学校の教員住宅は二つあるので、改修をして活用する方向で考えています。

継続するならば場所の変更あるいは改善の考えがあるのか。



質問2

ホタルがすめるような環境に

近年、なかなかホタルを見ることが出来なくなり、また昨年初、トンボの数が極端に少なかったと思うがいかがでしょうか。

答弁

農林水産課長

トンボの幼虫は、小川や田んぼの堰にいたる小魚をえさとし、ホタルの幼虫はカワニナという貝の稚貝をえさとしているそうであります。最近田んぼの堰には、タナゴやメダカのような小魚も、あるいは貝類もほとんど見当たらず、これらの小魚や貝類がすめなような状況になっているのかと考えられます。

そこで魚介類がすめないような原因とその改善策について研究・実験をし、それがひいては小川原湖の水質浄化に考えております。

質問3

町道の改善について

① 町道四百二十八号線

旭町地区の工藤病院からレストラン町重の通りです。路肩が未舗装で傾斜地であり、雨でも降れば、路肩の砂利が流れ落ちてところどころで水

② 町道百六十四号線

上野のミノスケヤマ通りから十和田方面への道路が、周辺道路の整備に伴って交通量が急激に増加している。これはほとんど大洞集落を通過し、大洞集落内の十字路も年に二、三回の割合で交通事故が発生している状況であります。集落内十字路に信号機の設置方、関係方面への働きかけをお願いしたい。

③ 町道四百三十五号線

旭町から本村方面に通じる道路です。道の駅がオープンされたことにより小川原湖への観光客が増加していることと、夏場になりますと湖畔通りにたくさん車の駐車し、通行に支障をきたしているのが現状であり、同線の整備が必要と思われる。

④ 町道四百四十一号線

これは本村地区であります。が大変狭小で緊急車両の通行もままならず、対面通行のできない道路であります。それに加えて一部田んぼのある場所に二メートル以上の段差があり、何の安全策も施していない大変危険な場所です。昨年末も子供がそこ

に転落しております。地域住民の事故、または緊急避難を考えた場合、早急な整備を必要とすると思いますが、あわせて町道四百三十五号線とこれが直結できれば、より広範囲な非難ルートの確保につながると思いますが、いかがでしょうか。

建設課長にお伺いします。国や県の制度、施策に当てはめて、これらを整備・改善する手立てはないでしょうか。

答弁

建設課長

まず、四百二十八号線でございしますが、平成十五年度に国土交通省の地方道路臨時交付金事業という、修繕的な工事のできるような事業もできま

質問4

統一されるはずの国民健康保険税がなぜ？

一昨年の合併協議会において、平成十八年度より国保税の税率を統一することで決定され、旧両町の議会において、満場一致で協議会の意向を承認した経緯があります。

しかし、今期定例会の提案によれば平成十八年度も税率は同率ではありません。国保

したので、この中で今後検討したいと考えております。

それから、町道百六十四号線でございますが、信号機の問題が出ましたが、これは事故の発生状況とか危険度等を参考にしながら公安の方で決定をしていると思いますが、これらについては七戸警察署を通して県の公安委員会の方に要望してみたいと考えております。

それから、町道四百三十五号線、四百四十一号線については、昨年の十一月の二十一日、二十二日に仙台防衛施設局の方に基地対策特別委員会ともども要望している事案でございします。これについては今後新年度に入ってから局の方と詳しく協議をすることになっております。

報提供をしてきていますし、

我々も町民に対し、税率の違いは一年だけで十八年度からは全町民が同率となる旨を説明してまいりました。

しかし、今期定例会の提案によれば平成十八年度も税率は同率ではありません。国保



甲 地 昇 議員

質問 1

町の借金の返済計画を示せ

今年度の予算を見ると起債見込額十一億二千六百九十万円、償還見込額十億六千二百四十八万円とあり、現在高見込額として公債残高百三十九億二千二百二十六万円とあります。

特別会計を入れると二百億

税に限らず、予算の使途に差異があると思われます。行政として町民に対し納得のいくさちつとした説明が不可欠と考えますがいかがでしょうか。

答 弁

町 長

国民健康保険の財政上からいきますと十八年度にやるべきと思っていましたけれども、東北地区の介護分の税率も上げなければならず、あまりにも差額、痛みが大きいため、医療分については均等割と平等割について両地区の差額の二十パーセントを上北地区減額、東北地区増額で調整させていただき、介護分については旧上北地区の税率に統一させていただきました。十九年

要望 一

消防署に地元の人を

こんな苦情がありました。本村のドライブインから救急通報したが、対応がなかなかのやりとりをしたと。「本村のドライブインはどこにありますか」というやりとりでは、地理にふなれな職員とおもわれます。地理になれるまでは地元の人を配置できるように特段のご配慮を賜りますようお願いしたい。

円を超えています。借金が町民一人当たり百万円を超えているのです。

さらに今年、財政調整基金を三億四千万円、減債基金を九千四百万円一般会計に繰り入れていきます。この借金の返済計画をどう考えているか、またそれぞれの基金の残金はいくらか。

答 弁

町 長

課長級が入った行政改革本部を設置し、既に行政改革案が出来ております。各施設の管理・委託の見直しについては議員の皆さんに既にご説明しているところでございます。

また、三月末で大体九割以上の各団体が統合することになっており補助金についても案が出来上がっております。臨時職員の配置を九月で廃止し、不十分なところは十八年度において不転の決意でやると、その思いで私どもも痛みを伴っております。原則的にはその方向で進めております。また、基金に係る起債の返済の負担を、旧・旧でこうなりますよと合併協議会で書

面で出していることもご理解いただきたいと思います。

答 弁

財政課長

平成十七年度末では、財政調整基金が五億七千八百二十一万三千円、減債基金が九千四百八十五万五千円、平成十

八年度当初で財政調整基金が三億四千六百九十九万七千円、減債基金が九千四百万円を取り崩し計画しており、平成十八年度末見込みでは財政調整基金が二億三千六百六十一万六千円、減債基金が八十七万三千円になる予定でございます。

質問 2

課の統廃合や職員数はどうなる？

今年の退職者は課長職で数名いると聞いているが、今後の課の統廃合や職員の軽減はどう考えているのか。また、我が町の行政職員のきちんとした定数は何名なのか。

から、職員の配置についても総務課のほうに集中させたいと考えております。

退職者ですが、三月末で退職する課長職が八名おり、勸奨を含めると全体の退職予定数で十五名になりますが、補充は一切しておりません。当面は退職者が出て採用はしない方向で確認させております。そういったことで、不補充の基本的な考え方に基づいて少数精鋭で、そして住民サービスを落とさないという原

点をしっかりと定めながら、行政改革を進めてまいりたいと思っております。

答 弁

町 長

教育委員会の部分のところは統合あるいは兼務を含めて集中させたいということで四役で話をしているところであります。あとは、防犯、消防関係を含めて、その連なる団体が四月一日より野辺地警察署の管轄区域見直しにより、旧東北地区についても七戸警察署に移管されるということ

答 弁

総務課長

定員管理上からいきますと、三役を除いて二百四十七名です。内容は、一般行政職が百七十九名、普通会計が入って二百十八名、あと公営企業が入ります。

今後でございますが定年退

職者は十九年度は九名、二十年度から四年間は毎年十一名ですが、勧奨を受けて退職する職員が現に出てきております。こういった実情を踏まえながら行政改革プランに基づき、この与えられた数字よりもさらに進めていくことで検討しています。

質問3

町立保育所の無料貸出はおかしくないか？

総務管理費の中で九千万円の負担増となっているのは民間保育所に派遣されていた職員が帰ってくるからだと思われるが、これは合併時の財政シミュレーションの中に入っていたか。

また、上北地区の四力所ある町立保育園を無償で貸しだし、そういった中で小川原保育園に十八年度に約千三百万円の修理費をつけている。無料で貸して、財源まで付けて町で修理し、保育所に町の職員が一人もいないというのはおかしいのではないか。

答 弁

町 長

保育所から十九名の職員を戻すことといたしております。職員の派遣については、本人の同意を得て三年、最長五年まで出来るというのが法律的に認められており、本人の同意を得なければ五年間は不可能であります。合併協議会時の旧上北の財政シミュレーションには五年間で盛つていましたのでその部分の九千万円が、十八年度、十九年度は負担増になるということでご理解をいただきたいと思います。

保育所の貸出については、おっしゃるようは無償であります。小川原保育園は防衛庁の補助事業で一部直すことでやっていますけれど、私は教育そのものの原点は幼児教育

だということもありまして地域の幼児のために可能な限り各地域に残していきたいとい

う思いですのでご理解いただきたい。

質問3

公平な除雪業者の選定といえるのか

昨年度の議会の中で町長はこう申しておりました。公共事業が減っているし、東北町には業者が多いから、みんなに公平に仕事をやらなければならぬと、こう言った結果が今年の除雪業者の選定なのです。一業者二路線やつたのは三業者もあるでしょう。しかも除雪路線も大幅に延長してやっているのです。全くおかしい話ではないか。

答 弁

町 長

旧東北については地理的にも不案内なところがありまして、おっしゃる様に貴重なご意見、またおしかりも受けました。これは十八年度からになりますけれども、一業者二路線ということはありません。はつきり申し上げたいと思います。東北地区については路線の見直しを含めて、私も現地を見ながら路線の再編をし、きちっとした管理体制を構築していきたいと思っております。

質問1

健康増進センターについて



議員 乙 供 吾 一

①委託費の内訳とアンケート結果は？

まちづくり構想策定支援事業の業務委託が九百五十五万五千円で(株)協和コンサルタン卜事務所に落札されているが、その委託した内容について知りたい。

答 弁

町 長

また、その中に町民二千人に對して行ったアンケート調査が入っているが調査結果をききたい。更にその結果をどのようにに生かす考えなのか。

委託内容について現状把握、現状分析等、方針決定、基本構想の決定、委員会費用、直接人件費、その他となっております。

アンケート結果ですが、回収が五百六十九件、回収率二十八・五パーセントとなっております。主な集計結果は、東北町の魅力について一番多かったのが小川原湖百六十五、続いて温泉百四、自然環境九十二となっております。町のPRができてくるのかという問いに對して六十七パーセントが残念ながらPRされていないという結果が出ており、非常に残念なことだと思います。町の魅力を高めるためにどうした施策が必要なのかということでは、観光の振興が五十パーセント、保健福祉の充実が三十六パーセント、教育関係の充実三十五パーセント、

次いで農業の振興三十二パーセントとなっております。どんな公共施設が望ましいかという問いには日常的に利用できる文化施設六十四パーセント、スポーツ、レジャーを楽しめる総合的な施設四十三パーセント。世代間交流が盛んな施設三十四パーセントぐらい。健康診断が充実した施設二十二パーセントになっていきます。小川原湖の公園、観光に望むこととありますけれども、多目的な公園整備、休憩所など使える施設が三十一パーセント、自然豊かな公園整備が二十九パーセント、身近に親しめる公園の整備二十七パーセントになっております。このような状況から、小川原湖の恵みをこれからアピールしていく必要があるのではないかと。これは小川原湖、温泉、自然環境と、小川原湖を生かした町づくりのことについて、ある程度方向性が出されたのかなと思っております。これから幾つかの課題もありますけれども、観光振興を含めて、これから予算の関係の補助率も含めて慎重に、なお将来の町づくりのことについて思いをはせながら、ご理解を

②お金はどこから出ているのか

弘前大学教授、北原啓司氏他九名で構成されるまちづくり策定委員会の予算がどこから出て、金額はどのくらいか。

答 弁

町 長

業務委託九百五十五万五千円の内訳の委員会費用に含まれ約六十六万円となっております。

③関連があるのか

昨年十二月に住宅需要調査業務委託として、これも同じく(株)協和コンサルタント事務所に契約しているが、関連があるのか。

答 弁

町 長

住宅需要調査業務委託は、健康増進センターとは全く別のもので町営住宅に関係する業務です。

④土地の取得はあったのか

健康増進センターにかかる土地の取得があるのか、ないのか。

答 弁

町 長

健康増進センター絡みの土地の取得は一切しておりません。

⑤管理はだれがする？

計画している健康増進センターや周辺のさまざまな施設、設備等が整備された場合、管理はどこでするのか。

答 弁

町 長

仮に健康増進センターができた暁の運営は基本的に民間に委託する考えを持っています。

⑥説明する気持ちはあるか

温泉業の方は健康増進センターが建設するのかどうか、作られた場合に商売に影響があるのではないかと危機感をもっております。町民への説明が必要と思われるが、い

がなものの。それから合併後、議員へこのことについて説明されていないのですが、話し合う気持ちがないのか。

答 弁

町 長

これは私の公約の中にあり、合併協議会の新町建設計画に載せてある経緯であります。今基本計画がある程度出来上がります。その基本計画で収支の予測やある程度の概略ができてきます。これをやったときにどうなるのかということは根拠が必要なのです。当然議会にも説明をし、同意を得なければ出来ません。ですからその辺は議員のみなさんに説明した上で、温泉を営営している方々、あるいは地域住民にもきちんと説明をしていきたいと思っております。

質問 1 秋祭り山車製作委託料について



議員 蛭 沢 正 雄

①上北地区だけへの予算は平等である

平成十八年度の秋まつり山車製作委託料三百二十万円ほどの予算をとっており、内容は上北地区の八力所の町内会に四十万円づつ補助して山車を製作してもらい、東北地区については補助が無く、上北地区の山車を無料で借りて運

答 弁

町 長

行しなさいということなのですが、自主制作するのか借りるのは各町内で判断することであり両地区に予算は平等に配分するべきで考え直していただきたい。

平成十四年の法改正により運行上の規制がありました。当時、上北町も八戸等から山車を借りてくる状況であり、今後まつりをどうするのかということを観光協会並びに責任者の皆さんと話し合いを持ちました。その中で、お祭り

は続けたいが規制ができて、借りてくるのは大変厳しいということから自主制作をして十五年度から補助金を付けてきている経緯があります。

今回、東北地区で、もしも上北地区から山車を借りるとするならば、無償で貸し出ししたいという意向を東北地区の責任者の皆さんにお話をしていくところであります。私は無理やりと言ったつもりはありません。逆に言えば、東北地区はだまっけていても負担をして借りてくるのですから、私はこの予算は思いやりだと思っています。

答弁

商工観光課長

昨年七月頃秋まつり山車会議を開催し議論しました。その会議の中で、「我々東北地区は山車を製作していないから製作補助金はもらえない。上北地区で補助金を獲得し、山車の製作をして東北地区に

ただで貸してくれないか。」という意見が出され、それに基つき予算を計上している状況でございます。

②東北地区にも補助できる予算項目に

製作料という項目であるから、東北地区は山車の製作はしていないために、もうう値はないのですけれども、東北地区にも補助できる項目にし、配分してあげることができると思うが、そういう意味でも一度考えていただきたい。

答弁

町長

私は法改正の当時、法的に規制があるから自主制作をしませんかと言ったのです。そこを置いてこういう話には私はいらないと思います。だから、借りてくるのは当然勝手な話であり、そのところを理解いただきたい。

質問2

不公平感がある国民健康保険税

十八年度の国民健康保険税

地区は増額、上北地区は減額となっており、町民から見ると

と非常に不公平感があるのではないか。合併協議会で合意したように必要とする税率が旧上北の税率とするならば十八年度一発で同率にするか、そうでなければ東北地区を今年上げて来年で同率にする。目標とする適正な国民健康保険税案を示さなければ、町民に対して説得力がないと思うのではなか。

答弁

町長

合併協議会の中で十八年度は旧上北の税率に統一しますよというのが合併協議会の合意事項であります。したがって、今回の運営協議会並びに常任委員会においてその方向になったのでありますけれども、格差が大きく、一万三千八百四十円の差があり今回約六千円の差額に縮小して十九年度から統一をするということとで決定されました。最低でも今の上北の税率に統一しないと、国保がもたせません。両地区に配慮をしながら十九年度で統一するという思いもわかっていただきたい。

質問3

浜台キャンプ場整備について

旧東北町では、電源立地特別交付金、通称三法交付金を財源に、平成十五年度から平成二十三年度まで整備計画しておりましたが、平成十六年度に、国から対価効果がないということと、これからの交付金は整備に使用してはならないと国からストップされた記憶があります。当時の旧東北町長は計画を大幅に見直しすると答弁したが全く見直しされず、現在は特例債で整備計画の予算措置をしております。僕は、公園はいやしの場として必要だが何力所もあり、また浜台キャンプ場は一年に何日も使用していない実態から、必要最小限の整備にすべきだと思えます。この財源不足の中、特例債は有効に生きた金として予算にしてほしいと思います。舟ヶ沢分場漁業用桟橋建設のように、漁業に不可欠なものであれば特例債を使用しても生きた予算だと私は賛成しております。

そこで町長、国で対価効果がないと言っているのに、町長は対価効果があると思うか

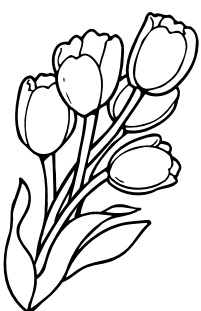
ら整備を進めているものだと私は思っております。町長は対価効果に對しどう思うか。また、整備を縮小する考えはないのか。

答弁

町長

電源立法交付金については、目的を定めて一般財源化できることから一般財源化し、浜台キャンプ場整備は特例債をあてることにより七割が交付金で返ってくるから大変効率的な補助金の活用、たいうふうに思っております。

ただし、電源立地特別交付金は財政再建の大変大きな要素になりえることですから浜台キャンプ場整備の縮小については十分意向も踏まえながら検討をしていきたい。



質問 4

どうやって商店街の活性化する？

提案理由説明の中で市街地整備等と連動した商店街の活性化とその再生を目指しますとありますが、この表現は抽象的で、わかりにくいので、具体的に町長の考え並びに施策を示してください。

答 弁

町 長

商店街については駐車場を含めて空き店舗の活用をするのであれば、補助金含めて商店街活性化資金もありますので、活用していきたいという

ことは再三申し上げているところであり、現実に活用されています。我が町の特徴はやっぱり温泉です。これを生かし、観光振興を図ること、そして農業と観光と結びつけた誘致策を真剣に考えていきたいと思っております。

質問 1

六ヶ所村再処理工場最終試運転について



岡 山 粕 男 議員

①町長の考えは？

最終試験運転及び本稼動にかかわる安全協定締結につい

答 弁

町 長

我が町は小川原湖という大変

では、県と六ヶ所村だけで進められているように見受けられるが、放射能には領域がないといわれているだけに隣接市町村の一首長としてどのようにとらえているか。

恵まれた自然環境と漁業資源を持つているのだと。それから、ナガイモ、大根を含めて、全国に誇れる農業の生産供給基地であり、風評被害含めて非常に心配であるということ

を常に訴えてきています。この前、特別委員会を開き、日本原燃からこれについて聞きました。もし万が一事故等で安全、安心が脅かされるのであれば、この法令で定められている補償額六百億円払いますと。もし超えたとすれば国が払うと言いました。これははっきり平田副社長から発言され確認しています。

②事故発生の場合どのような処置をとるか

大小にかかわらず、放射能漏れ事故が発生した時点において操業停止をさせるというくらいの安全協定でなければならぬと思うが、町長の意思を伺いたいと思います。

答 弁

町 長

事故等が発生した場合は断固として反対、中止を求めます。

③避難用道路の進捗状況は？

施設の稼働だけが先行しているが、避難用アクセス道路等の計画の進捗はどのようなになっているか。

答 弁

町 長

避難道路については、我々

からいけば国道三百九十四号、これは十六周辺市町村で、協議会をつくっていますけれども、国にこの道路の改善促進を常に求めてきておりますが、正直言って、なかなか進んでいないのです。ですから、これから要望し続けたいと思っております。

質問 1

保育士の本庁舎勤務について



蛸 名 鉦 治 議員

ようなセクションに配置を考えているのか。

また、財政面、特に人件費については各保育所に勤務しているときと本庁勤務では増減があるのかも含めて伺いたいします。

答 弁

町 長

平成十五年四月に旧上北町の公立保育所四カ所を民間へ移譲したわけですが、その際十九名の職員は五年間移譲先の保育所へ勤務してもらうという予定であったと理解しておりますが、今年度を最後に三年間で本庁勤務になるようですが、なぜ二年間の短縮となったのか。

さらには、本庁勤務の際の職員配置状況について、どの

職員の派遣については同意を得た上で三年間派遣でき、さらに同意が得られるとするならば、最長5年間派遣できると法的に決まっています。平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで、同意を得て派遣した日から引き続き五年を超えない範囲内と

ということの同意書をそれぞれもらっているところであり、改めて三年を迎えるので、それぞれ個別に面談をした上で、役場に返すということといたしました。

職員の配置について今まだ人事異動のところに入っていないので、どこに、だれを、どういう形でというのは、今のところ全くその範囲の中には入っていませんので、適材適所に配置して役場の職員と一緒に仕事に励んでいただけだと思います。

派遣期間中、年間で大体六千万円ぐらい削減できたと思

っています。今確かに、人が一気に帰ってくると人件費がふえるという形になりますけれども、もともと役場の職員であります。民間に移譲したときに、サービスの面あるいは幼児の教育含めて期待どおりの結果が出ていると、活性化につながっているというふうに私どもは判断をいたしている。これは、役場の職員が三年間でしたけれども、一生懸命やったおかげで、今民間の方にきちっとした形で引き継ぐことができたと考えています。

質問2

健康増進センターについて

①補助率九十一パーセントの内訳を示せ

事業規模十六億円という健

康増進センターですが、さきの十二月定例議会において最終的に九十一パーセントの補助があるという旨の回答をされました。旧上北町は、防衛施設庁の補助事業による老人福祉センターが整備されていることや、国の三位一体改革が進められている昨今、国の補助基準や交付税の減額等に

より、財源の見積もりに影響はないのか伺いをいたします。

また、実例のない九十一パーセントの補助ですが、どのように計算をすれば九十一パーセントになるのか。

計画でいきますと平成二十年度に着工し、四年間で整備し民間に委託するということが、維持管理費の見込みについてもお伺いいたします。

答弁

町長

基本構想、基本計画についても補助金をつけた形でやっていたことになっていますので、全国で初めてこの補助金の予算をつけていたわけではないかなと、そういう期待感をいっぱい持つております。

試算の中では民生安定に匹敵する七十五パーセントをつけてほしいと、こういうことを申し上げてあります。その裏に合併特例債を入れ、健康増進センターに計算してみますと、補助率が九一・六パーセントになります。一番低いのがレストハウスや、その敷地の造成とか、あの辺の補助率が低く八十二・六ですけれども、総体的には九十・九パーセントになる見込みであります。

維持管理費について十八年度に基本計画でどんな施設にしていくなかということがきちっと定まらないことには計算はできません。ある程度の収支は大体十八年度で描ける予定でありますので、その際

には議員の皆様には機会をとっていただいて、概略の説明をさせていただきたいと思ます。

②補助が下回ったらどうするのか

補助七十五パーセントで、残りの二十五パーセントを合併特例債というふうなことです。基本的には国の補助というのは五割、二分の一かと理解しています。仮にその補助率が五十パーセントなり七十五パーセントを下回った場合に、その残りの分は特例債をふやすのか、それとも計画

質問1

さらなる合併はあるか？



山端伸憲 議員

はないでしょうか。

答弁

町長

今の段階では再合併は全く考えておりません。ご理解いただいているように財政が大変厳しいので、今後は不転の決意で財政改革を実行するというところでご理解いただきたい。

合併後一年もたず四役の報酬の削減となっております。当初財政シミュレーションとの違いと、今後の軌道修正においてさらなる合併は視野に

の見直しをするのか。

答弁

町長

七十五パーセントがどうなるのかということですが、これなしで遂げるのは私どもだと、期待感いっぱいですという答えにかえさせていただきます。あとのことは考えておりません。絶対にこれは補助金をつけていただくというふうなことで要望活動も進めてまいりたいので、理解をいただきたいと思います。

質問 2

助役・収入役・教育長を
置かない考えはないか

昨今助役、収入役、教育長を置かない市町村もふえておりますが、今後の財政運営の環境として改革の予定があるのかどうかお聞かせ願います。

答 弁

町 長

今現在は、任期中はその意向は持っておりません。



質問 3

町民の働ける場を

減りゆく地方交付税や農家の収入、仕事をしたくても働く場所がない人がたくさんいる中、上がり続けた原油価格等、個人負担は増す一方で、収入のない人はどうすればいいのでしょうか。町長は、全町民の代表です。格差のない雇用対策をお願いします。

答 弁

町 長

雇用、定住というのはどの地域も大変心配されることです。都市部はどんどん賃金・雇用もふやすと、いわゆる事業計画の拡大に走っています。岩手県にもある大手メーカーが誘致企業として来るということになっております。わが町も既に、県と誘致企業の関係で話をしているのがありますけれども、予定地も含めて示して、企業側にぜひ働きかけていきたいものだなと思っております。

質問 4

除雪を分館・地区に委託できないか

除雪の委託形態を業者にではなく、分館及び地区に移行することはできないでしょうか。分館の施設及び老人の住宅、各家庭への進入路等、さまざまな問題が解決できると思います。いかがでしょうか。除雪は、業者のためではなく、地域住民のためにあるということを念頭に置き、ご答弁願います。

答 弁

町 長

私は業者を集めたときに、これはあくまでも奉仕活動だと、こういう気持ちでやってもらわないと困るのだという話しております。

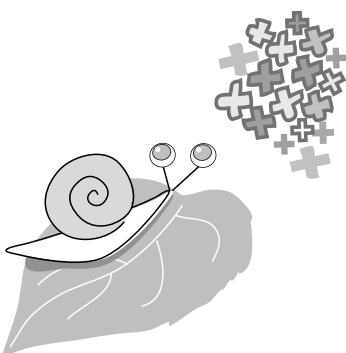
質問 5

指定管理者制度の現状と対策

地域再生法にしっかり、国と直結で協議する専門部署が必要と思われませんが、現状と対策をご答弁願います。

答 弁

町 長

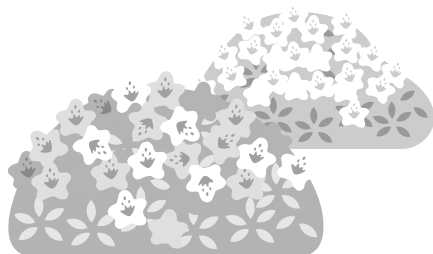


現実に財政課のところでセクションを持つてやっていきますので、改めて新しい対策室ということはないのかなという思いがしております。

今までは法律上は委託ですが管理指定することによって財政効果を出せるのかということが一番の位置づけです。その辺を踏まえながら管理者制

地域の方に委託してはどうかということですが、これも一つの方法だろうと思えますけれども、果たして現状それができるのかどうかということもご意見を参考にしながら考えてはみたいなと、こういう思いをしております。

度に移行したときに、ではどれだけの財政の軽減につながるのかというと、なかなか新しいような現状はないなという思いがしたということも確かです。



各種委員会及び協議会の活動

★総務企画常任委員会

回数	開催日	事 件 (内容)
第1回	2月27日	①平成17年度事業状況について ②平成17年度3月補正予算の概要について ③平成18年度主要事業に関するについて ④その他

★産業建設常任委員会

回数	開催日	事 件 (内容)
17年 第3回	12月22日	①除雪対策について ②その他
17年 第4回	12月28日	①除雪管理体制について ②その他
第1回	2月27日	①平成17年度事業状況について ②平成17年度3月補正予算の概要について ③平成18年度主要事業に関するについて ④その他

★教育民生常任委員会

回数	開催日	事 件 (内容)
第1回	1月11日	①甲地小学校改築について ②その他
第2回	2月14日	①東北町立小・中学校建築年と児童生徒の推移について ②その他
第3回	2月28日	①平成17年度事業状況について ②平成17年度3月補正予算の概要について ③平成18年度主要事業に関するについて ④施設調査について

★議会運営委員会

回数	開催日	事 件 (内容)
第1回	3月3日	①平成18年度第1回東北町議会定例会付議事件について ②会期及び日程について ③一般質問提出日について ④請願・陳情書等の取り扱いについて ⑤懇親会について ⑥その他
第2回	3月13日	①3月定例会議会運営について ②その他

★全員協議会

回数	開催日	事 件 (内容)
第1回	3月1日	①平成18年度当初予算案（一般会計）について ②その他

★原子燃料サイクル対策等特別委員会

回数	開催日	事 件 (内容)
第1回	3月7日	①ウラン試験の完了報告について ②アクティブ試験計画の概要について ③その他

★道路整備促進特別委員会

回数	開催日	事 件 (内容)
第1回	2月27日	①一般国道45号上北道路の早期完成と道路特定財源に関する意見書（案）について ②その他

委員会 報 告

○総務企画常任

委員会

委員長 蛭名 義政



平成18年第1回

閉会中の調査事項でありました、本委員会所管事務について、町側から町長、助役、総務課長、企画課長、財政課長、税務課長、東北支所長並びに選挙管理委員会事務局長の出席を求め、平成十八年二月二十七日午後一時三十分から役場議員控室において開催しました。

調査の方法としては、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。以下、主なものについて申し上げます。

最初に、財政課では、指定管理者制度について質疑があり、指定管理者をおく施設については、公募等し、指定管理者を定め、議会の議決をいただくことになりました」との答弁がありました。また、総合整備計画案については、整備計画の内容等について質疑が交わされた。

次に、総務課では、東北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、「人事考課制度は整備されているのか」との質疑があり、「それはまだ、整備されていません。国でも人事考課制度等を導入して、誰でもが四号（だまつていても）あがつていく状態は取らないでください」と指導しています。これからの時代として当然出てくることです。そのために、人事考課制度を導入して、合法的に評価したものを作ってやりなさいということが、今回の給与表の改正になっている部分もあります」との答弁がありました。また、東北町行政

改革大綱（案）について、「もつと外部の学識経験者の意見を入れた、思い切った行政改革大綱としていただきたい」との意見が述べられ、「県から聞き、それでもよければ、そのことを視野に入れて、相談しながら進めてまいりたい」との回答がありました。

次に、企画課については、わかさぎ公園事業については、「この事業はいつ終わるのか」との質疑に対して、「十五年度着工して二十四年度までで、合併特例債で実施する計画です」との回答でありました。以上、申し上げて委員長報告といたします。

○産業建設常任

委員会

委員長 蓬畑 金介



平成17年第3回

本委員会は、平成十七年度の除雪対策について、町長、助役、課長補佐、基地対策室長、担当者の出席を求め、十二月二十二日午後一時三十分から役場委員会室において所管事務調査を行いました。調査の方法としては、町側から、平成十七年度の除雪対策の説明を受けた後、質疑を行いました。調査の概要は、次のとおりであります。

冒頭、町側から「平成十七年度の除雪対策については、合併前から協議してきたが、雪の量、地形、気温の違い等から、一本化は今年度に限り困難であるということから、上北地区と東北地区に分けて、それぞれの工法で進めている」との説明がありました。

引き続き質疑に入り、まず、「一業者が二路線をとっている場所において、タイヤショベルが一台しか動いていない。このため、出勤時間帯までに除雪対応がされていない。また、一工区一台で契約しているとなれば、一台で二工区やったとなれば違反となるのかどうか。その事実があったのかどうか」という質疑に対し、「今年、最初に降雪のあ

った十二月三日に出勤要請をしたところ、美々須・淋地地区及び北栄地区において重機の故障等により一台で除雪を行ったという報告を受け、早急に二台で出勤できるように代わりの重機の手配、故障箇所修理に全力を尽くすよう指示。その後のA委託業者から十二月十五日から、B委託業者から十二月十七日から二台体制で出勤できるという報告を受けた」との回答がありました。

次に、入札について「去年の実績を見ても、優秀な業者ばかりであったと思う。今年はそのような方法で業者選定を行なったのか。入札に問題がなかったのか。また、東北地区一番の豪雪地帯の二路線で問題が起きているから町民が騒いでいる。今現在、問題がないか」との質疑に対し、「業者選定等について、県でも一部競争入札をやっています。指導のあり方も含めて、そういう時代が来ればやらなければならぬと思っています。今除雪については走り出している中で、役場の管理をきちんとして、この冬を乗り切りさせて頂きたい。今後の課題とさせて頂きたい」との

回答がありました。

次に、出動基準等管理体制について、「上北地区は十センチから十五センチ、東北地区は十センチ。なぜ、統一でなかったのか」「上北地区は自由、東北地区は待機（除雪車）となっている。待機となれば時間に値するのはいか。待機なら待機で統一でなかったのか」「上北地区のように職員がでて指示することができないのか」という質疑に対して、「旧・旧の管理体制が違う。上北地区は職員が当番でやっている。時間外もかかっている。それから危機管理のサポート機能ができていない。反省しなければならぬ」と思っている。管理体制については改めて示したい」との回答がありました。

次に、「この二業者に対してペナルティも何もないのか」との質疑に対して、「委員会との状況を踏まえ、嚴重注意をする。場合によっては、一台でやった部分については支払をしないとか、その辺を含めて検討し、後で委員会に報告させていただく」との回答がありました。

以上、調査の概要を申し上げます。委員長報告といたします。

平成17年第4回

本委員会は、十二月二十二日開催の委員会の結果を踏ま

え、除雪管理体制について、町長、助役、建設課長、課長補佐、担当者の出席を求め、十二月二十八日午後二時から役場委員会室において所管事務調査を行いました。

調査の方法としては、町側から、除雪管理体制の説明を受けた後、質疑を行ないました。

調査の概要は、次のとおりであります。

冒頭、町側から、前回の委員会の調査結果を踏まえ、下記のとおり改善事項等について説明がなされた。

①二業者に対して嚴重注意書を申し渡した。

②ペナルティについて、一台で稼働した分として十七万円ぐらいの支払をしない通告をした。

③管理体制については、巡回を含めて、状況把握の徹底を図ることとした。

④東北地区の二十四時間拘束について、ご理解を頂きたい。

⑤除雪工区数については、今年度は既に契約済みなので、来年度において区域の見直しを図りたい。

⑥除雪機械の借上げについては、来年度に向けて借上基準の見直しを図りたい。

⑦出動指示については、上北地区同様観測ポイントを設定し、出動命令は町が行なう。

⑧出動基準については、おおむね十センチに統一する。

⑨業者の監督・指導については、ペナルティの基準を作成するほか、契約時に重機の稼働検査を行なう。また、緊急時の対応として、直営重機の応援体制を確立する。

引き続き質疑に入り、

まず、「管理体制については分かるが、来年度に向けて検討すると言うことであれば、御用納めの今日でなくてもよかったのでは」「本来ならば、業者選定時に管理体制をきちん

とやらなければならぬ」という質疑に対して、「工区の見直しは新年度にやります。管理体制については、お互い連携を図り、新年早々からやっていきたい。課題を検討し、実行すべきは実行しないとい

けないということ、今日の委員会となったことをご理解願いたい」との回答がありました。

次に、業者選定について「三業者を選択した理由は何か」との質疑及び「二路線を三業者がやったからこうなった。一番の原点はここだ。しかも

随契でやっている。前年度やって把握しているから随契だ」と思う。それを除外して、このようなやり方をするからおかしくなる。来年度もこういうことは起こり得る」という意見に対して、「路線についてはいろいろあって、私も正直言つて東北地区の路線については分からなかった。旧・旧含めて見直しをする。業者にこだわらずオープンにして、基盤を守ることが私に与えられた使命だろうと重く受け止めています。是非ご理解いただきたい」との回答がありました。

次に、除雪車について「実質的に除雪車がなくて、買ったのかどうか。直して使っているのか」という質疑に対して、「二路線とも新しい機械を入れている」との回答がありました。また、「確認したことは嘘でないか」という質疑に対して、「契約する段階で、きちんと機械があるということとで契約している。ただ、機械を実際に動かしてみても、アワーマーター、タコメーターが動くかどうかは確認しなかった。来年度からきちんと確認します」との回答があり、これに対して「契約して実働

する前に、それ相当の期間があったら、その業者が責任を持つて機械の整備をすることは当然だ」「この種の違反行為は解約すべきだ」との意見が述べられた。

次に、罰則については「こんなものでよいのか」「ペナルティでなく、解約で望んで欲しい」などの意見がありました。

次に、「『年が明ければ直ちに、改善点があればやる』と言った、そのことを今日確認したい」との意見に対して、

「まず、工区その他のいろいろな問題については、十八年度でないとできないことをはっきり申し上げておきます。今できることは管理体制。今起きたことに対する業者の認識、役場との認識。これを新年早々にやる。これは打ち合わせをし、今日の会議になつていくわけですから。それで問題があればそれなりに考えなければならぬ。ただ、今までの契約がそういう契約であつて、旧・旧もそのまま来たことは確かだ。それは行政の立場からすれば、不注意だと言われないと言われればなつていないと思われても仕方が

ない。管理体制の違いがあつたことは確かだ。そのところでは『反省を踏まえて見直ししながらきちんとやりますよ』ということをお願いしたつもりです。逃げるつもりはありません。そこをご理解いただきたい」との回答がありました。

次に、「路線をよそにやらないのか。例えば、問題になつてゐることは、一人で二箇所とつてゐるから問題。一箇所ずつやらせたら問題ない」との意見に対して、「それについては新年度に見直しをします。この処理能力で十分やれるという判断があつたからこのようにした」との回答がありました。

それから、「機械の『歯』が減るから高く押している。そういう業者があれば、『ペナルティ』の対象になるのかどうか。ここらまで厳しさを持つてやらないと、改善にも改革にもならない。新しい年に、これらのことをきちんとやれるように」との意見に、「私はやると言ふことを明言したわけですから、きちんと話をして、連携も含めて、二度とこのようなことのないように、改めて委託業者に確認

を取りたい」との回答がありました。

また、「基本的に『誰のために除雪をすることか』という問題を履き違えていれば困る。除雪計画の目的がどこにあるかということ指導していかないと。特に、『東北地区の場合は延長キロ数が多くて、業者が少なくて、しかも豪雪地帯』ということから考えても、これ最初からどうなのかあとということ。それと同時に、いままで午前三時頃からしてゐたものを午前一時からやるとなると、町の経費が莫大にかかつてくる。二回除雪しなければならなくなる。そのことをきちんと押さえて計画に取り組まなければ。新年度に向けてもよいが、『いかに金をかけずに効率あげるか』ということ求めていかないとだめだと思ふ。それと同時に、町のロータリー車をフル回転させて、その機能を十二分に発揮させて頂きたい」との要望が出されました。

平成18年第1回

閉会中の調査事項でありました、本委員会所管事務調査

について、平成十八年二月二十七日午前十時から役場議員控室において、委員及び議長出席のもと、町側から町長、助役、農林水産課長、農林水産対策室長、商工観光課長、農業委員会事務局長、水道課長並びに下水道課長の出席を願ひ、担当課より説明を求め、その後質疑をおこないました。

以下、質疑等がありました。主なものについて申し上げます。

最初に、農林水産課では、「北栄地区混合飼料工場建設事業への助成について、五パーセントが基準になつてゐるのか」との質疑に対して、「法律に基づいて施工しなければならぬ堆肥舎が十パーセントで、畜舎とか草地関係については五パーセントというところで、今回のこの飼料関係事業については、五パーセントが妥当と判断した」との答弁がありました。また、「六ヶ所村は核燃の関係もあると思ふが、事業が総事業費の五パーセントの自己負担でできる隣接する当町としても、このままでは忍び難い。国・県に働きかける必要がある」との要望があつた。

それから、「かつて、核燃の

○教育民生常任

委員会

委員長 田嶋 悟



平成18年第1回

本委員会は、甲地小学校改築について、町長、助役、教育長、学務課長、学務課長補佐の出席を求め、一月十一日午後二時から役場委員会室において、所管事務調査をおこないました。調査の方法としては、町側から説明を求め、その後質疑をおこないました。調査の概要は、次のとおりであります。

最初、町側から「本来であれば、委員会を開いて要望活動をしなければなかったが、時間的な問題もあり、十二月二十七日県知事及び教育長に要望活動を行なった。県知事及び教育長には、かなりの部分で理解していただいた」との報告がありました。

また、経緯については、「平成十二年度に甲地小学校は耐力調査を実施し、五千点以下の危険建物と判断されている。それを踏まえて、平成十五年六月開催の教育民生常任委員会において十七年度実施設計、十八、二十年年度に工事という改築計画について説明しかしその後、合併という大きな問題を抱えていることから合併後に協議しようということになっていました。

その中で、昨年の十二月七日にPTAの方から校舎の改築の陳情がなされた」との、これまでの流れについて説明がありました。

引き続き質疑に入り、まず、「今後どういう計画で進むのか」という質疑に対して、「十八年度の予算枠が若干あるという見通しから、県から文部科学省に対して、財源枠の確保について要望をしていた。くよう要望を行なった。また、防衛施設庁においても『文部科学省が採択となれば考えざるを得ない』ということから、三月に入ったら申請したい」と回答がありました。

次に、「建築年度数から行けば小川原の小学校が一番古い。小川原の小学校は調査した結果、十分できるということになっているのか」との質疑に対して、「耐力・耐震をやっているところは、甲地小、蛇沢小です。上北中学校は耐震をやって、来年度大改造。そのほかは、耐震調査をやっていない」との回答がありました。

次に、「基本計画の中の資料に、このような年度はひとつも出ていなかった。これは元々あったのか。あったとす

れば、合併の時に載ってこなければならぬはずだ。陳情書を本会議で採択した。今委員会にかけるということはどういうことか」との質疑に対して、「旧東北町の常任委員会或いは町長・執行者で協議がなされて、年度まで示されている。ですから、そこまで来ているものについて、確かに常任委員会を開いて皆さんに相談すればよかったですけど、こういう年度が示されて、もう予算措置がなされてもよかったのではないかという情勢の中では、地元の意向もさることながら、急がなければならぬと判断しました。ただ単に、陳情がきたからやっただけという意味ではありません。議会と執行者が合意したものがきちんとあつて、たまたまそこに合併が入ったというものでして、一時休止状態であるということを認識しなければならぬ。このような事情で動いたということです」。

また、「計画書に蛇沢小、甲地小が入っているのはわかっている。引継ぎのうまくいかなかったということは後で聞いていましたけれど、じゃ、耐震をやっているところをどうすればよいのか。旧東北町の

場合、統合をやってきた経緯がある。地元の人たちがどう考えているのか。いろいろ経過があつたように、統合校舎にするか或いは改築にするかは、なかなか定められない事情があつた。ただし今、耐震の問題が出てきている中では、甲地小学校を優先してやらざるを得ないのではないかと、この判断をしました。できるのかできないのかは私にすれば大変大きなことで、見えていた予算を逃すわけにはいかなかった。だから防衛庁に走らせて、確かめさせて、そうするとある程度、文科省、防衛庁の補助裏がみえてくる。見えてきたから投げ込んだ。委員会に経過を説明できなかったことは申し訳なかったと思っています」との回答がありました。

次に、「事業費はどのくらいか。また、補助はいくらか」との質疑に対して、

「甲地小学校を今の規模で試算してみたところ、文部科学省補助は三分の一ですが、特豪雪地帯であるため五十五パーセントです。通常この地域の建設単価ですと四十パーセントぐらいになります。補助金が四割、あと義務教育債

が七十五パーセント充当できます。その九十パーセントが地方交付税として、あとから戻ってきます。防衛施設局の方は体育館の工事の約六割が補助金として見込まれます。また、校舎の場合甲地地区は、防音の二級となつていまして、並行工事として騒音の障害に係る部分（サッシ等）に通常の経費の差額の九十パーセントが補助されます」との回答がありました。

次に、「陳情が出たから即対応する。じゃ、将来どうなるか。建てて廃校となることをやって欲しくないし、東北町の将来を考えた場合、子供達の増減の推移を見ながら、甲地小学校より小川原小学校が早く建てているから、確かに危険度が高い。その辺を調査して対応して欲しい。将来の子供達のことです。安全・安心な場で教育していかねければならないことは必要だ。ただ、町の財政の問題もあるし、将来はどの程度推移していくかを見据えて、対応して欲しい」、「小川原でも第一小でも耐用年数も来ている事ですし、場合によっては統合も考えられるから、長期計画があつてしかるべきだ。それら

を含めながらやっていくべきだ」、「これ（児童・生徒数の推移・推計）を見ると第一小、小川原、東北地区も一学年十人以下になる。それらを見た場合、十人以下の規模の小学校の場合はどうなのかなあ。検討課題の一つとして、議論してもらいたい」との意見に対して、「各校の建設年度が四十年もあれば三十七、八年も。甲地小学校は三十五年です。県からも再三指摘されている「耐震調査をしたものは早急に取り組め」と。それから、私も確かに、今の児童数の動きからして、財政的なものを含めて、統合についても念頭にないわけではありません。それらの事を考えながら、旧上北地区についても統合なのか、改築なのか或いは改修がよいのか。そういう結論を出さなければという事情を抱えています。たまたま先般、防衛施設庁に行ってみたら、

「甲地小学校については対応しますけど、できれば早い機会に、整備計画を防衛施設庁に出してもらえないか」という参考意見も聞いてきました。甲地小学校の新築も含めて、これからの東北町の各校の整備計画を立て、これはこれか

ら皆さんに相談しなければならぬものと思っています」。また、「整備計画については、確かに、平成二十年には複式学級に入る学校が出てきます。水喰、千曳、第一小。統合を含めて、財政も見合わせながら整備計画を立てて行きたい」との回答がありました。

次に、「旧東北町では先の統廃合で、学供センターという足かせをうけている。また、そのように足かせを残すようであってはならない」、「生涯教育から社会教育まで、今まで学校を拠点としてやってきた。それが今、地域のコミュニティの場になつていく。『統合するからそこをなくせ』とすると、統合問題、地域の人から理解が得られない」、「地域の人の声の聞こえがなくなっていく。地域の人は学校に対する愛着とかがある」との意見に対して、「統合は大変だ。だから私は、六十年の耐用年数、なるべく補修しながらやろうか（旧上北の）と」いうのが、私の考え方。地域が統合に対してすごく抵抗があることは分かっている。肌で感じる。地域とのコンセンサスをどう築いていくか。委員会では決めたからで済まない。

学校が地域の一つのシンボルになつていく。方向性を出しながらも、地域の人たちの声を聞きながら、『学校がどうあるべきか』という事をきちんとやっていかないといいな」との回答がありました。

最後に、児童保育に関して「なるべく学校の空き教室を児童保育に充てる方向で検討している」との回答がありました。

また、「延長保育において、国の補助金が減額されてきている。町の助成を検討していただきたい」との意見が述べられた。

会議後、甲地小学校、甲地改善センター（児童保育の状況）を現地視察し、会議を閉じました。

以上、申し上げて委員長報告といたします。

平成18年第2回

本委員会は、東北町立小・中学校建築年と児童生徒数の推移について、町長、助役、教育長、学務課長の出席を求め、二月十四日午前十時から役場委員会室において、所管事務調査をおこないました。調査の方法としては、町側から説明を求め、その後、質

疑をおこないました。

調査の概要は、次のとおりであります。

最初、町側から資料に基づき説明がありました。説明の概要は、以下のとおりであります。

1) 甲地小学校は平均的に推移する。その他の学校は減少傾向にある。

2) 小学校全体を平成十八年と平成二十二年で比較すると六十三名の減で、現行の学級数の人数では二クラス減ることとなる。

3) 複式学級が予想される学校として、千曳小学校は平成十九年から、水喰小学校は平成二十年から、第一小学校については平成二十一年からと予想される。これに小川原小を含めた四校は既に、一ケタの学級数に入っている。

4) 平成十八年度入学する児童生徒数では、水喰小学校は五人。千曳小学校は八人の状況である。

5) 出生数では、平成十七年度は百十三名。まもなく百人を切る状況にある。

6) 平成元年から平成十七年までの推移では、上北地区小学校については平成元年と平成十七年度を比較すると二百

八十二名減少。東北地区小学校については平成十一年に統合していますので、平成十七年度と比較すると百三十五名の減少。上北中学校については平成元年と平成十七年度を比較すると百九十名減少。東北地区は平成六年に統合していますので、平成十七年度と比較すると十一年間で百九十八名減少している。

7) 学校の統合の状況では、旧上北町では小学校が昭和四十四年から昭和四十七年にかけて七項から三校に統合。中学校では昭和四十四年から昭和四十七年にかけて三校から一校に統合。旧東北町では平成十一年に十一校から四校に統合され、中学校では平成六年に八校から二校に統合されている。

また、上北中学校の改修と甲地小学校の改築の件については

1) 上北中学校の改修工事は平成十八年度から実施設計に入ります。設計の内容は耐震設計と大規模改修設計の二本建になつていきます。耐震は六百八十二万五千円、改修は九百二十万五千円で防衛施設局の補助金と起債を充当し、事業実施の予定です。建設工事

は校舎のみで、平成十九年から平成二十年度に総額四億六千五百万で整備する。文科省補助金六千三百三十万（平成二十年）と防衛施設局の補助金（平成十九年度三千万、平成二十年度一億二千万）で合計一億五千万。起債につきましては、義務教育債、防災対策事業債及び合併特例債の起債を充当し、二億三千二百八十万を予定している。残りは一般財源千八百九十万を計上している。事業費総額で四億八千三百万円を見込んでいる。

次に、「子どもが減少していくということ、複式は避けたいと思うが、統合をしますか、しないかを基本にしない」と今後、混乱が発生するのではないか。早い時期に方針を立てていただきたい。「小川原小が頻繁に新聞に載っている。子どもたちと父兄の交流によって絆が深まっている」と。これからの教育は、いま議論されているように、なによりも子どもを大事にする。

次に、「子どもがよいのでは」「子どもを中心としたものの考え方では対処できない」となどの意見が述べられ、

次に、「このテーマで議論していません。情報を集め、資料収集しながら委員会でも議論したい」との回答がありました。

以上申し上げて、委員長報告といたします。

平成18年第3回

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から町長、助役、教育長、上北保健福祉センター所長、保健衛生課長、福祉課長、町民課長、学務課長、社会教育課長、文化センター所長、資料館長、図書館長、スポーツ振興課長、南運動公園長並びに中央公民館長の出席を求め、二月二十八日午後一時三十分から役場議員控室において開催しました。調査の方法としては、町側から説明を求め、その後質疑をおこないました。

以下、主なものについて申し上げます。

次に、「子どもが減少していくということ、複式は避けたいと思うが、統合をしますか、しないかを基本にしない」と今後、混乱が発生するのではないか。早い時期に方針を立てていただきたい。「小川原小が頻繁に新聞に載っている。子どもたちと父兄の交流によって絆が深まっている」と。これからの教育は、いま議論されているように、なによりも子どもを大事にする。

次に、「子どもがよいのでは」「子どもを中心としたものの考え方では対処できない」となどの意見が述べられ、

次に、「この件について、教育委員の方々はどのような意見をもっているか」との質疑

最後に、平成十八年度から小学校を対象に外国語指導助手を配置するという「東北町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例案」について説明をうけ、会議を閉じました。

次に、福祉課では、保険者保険料の質疑において、「今後、少子化の問題も考えな

以上申し上げて、委員長報告といたします。

ればならないことだが、高齢者の負担増がますます出てくると思う。他の部分を抑制するかたちで進めてもらいたい」との意見が述べられた。

次に、社会教育課では、「青少年海外派遣事業」「花いっぱい運動」について質疑が交わされ、「苗木の確保は地元を利用して欲しい」との意見が述べられた。

次に、「教育委員会の体制・機構はこのままで行くのか」との質疑に対して、「具体的には協議の段階ではないですが、事業の一本化を進めています。あわせて機構を含めて対応する方向になると思います。人事の問題もありますから、並行して、例えば、スポーツ関係も北・南と別れています。これは原則的に一本化したい。図書館も一本化した。資料館と社教をなんとかワンセットにしたい。しばらく時間をください」との回答がありました。

次に、集会所条例に関連して、「集会所の条例案が出ていますが、町長が管理することになっている。東北地区では各集落が管理している。町長が管理する条例自体いかなものか。集落が全部責任を

負うというかたちでやった方がよいと思う」との意見に対して、「近いうちにすりあわせする必要があると思います」との回答がありました。

以上申し上げて、委員長報告といたします。

○道路整備促進

特別委員会

委員長 蛭名 政勝



平成18年第1回

本委員会は、二月二十七日開催し、町側から要請のあった「一般国道四十五号上北道路」の早期完成と道路特定財源に関する意見書について議題としました。

町側から、最近、国において道路特定財源を一般財源化し、社会保障や環境対策の財源とするなど、抜本的改革議

論に発展する可能性が出てきていることから、道路特定財源を堅持し、上北道路の早期完成の促進を図るよう要請してほしい旨の趣旨説明がありました。

引き続き、意見書案について審議した結果、全員異議なく、議員全員による発議により今期定例会に提出し、議決をお願いすることに決定しました。

以上、報告と致します。

自治功労で表彰

全国町村議会議長会から



榎館 長吉 議員

この度、榎館長吉議員が、議員在職五十年（議長職加算十二年）の功績に対し全国町村議会議長会より表彰を受けられました。

◎全国町村議会議長会から

☆議員在職五十年表彰

榎館 長吉

ご冥福

申し上げます

故 沼山 豊武 議員

(一月三日逝去)

去る一月三日に逝去された故沼山豊武議員の急逝を悼み、三月定例会冒頭にて議員を代表し吹越伍郎助議員が追悼の言葉を述べました。

故沼山豊武議員は平成十五年四月に町議会議員に初当選され、その間、産業建設常任委員会副委員長、十和田地区食肉処理事務組合議会議員、総務企画常任委員の重責を歴任されました。心からご冥福申し上げます



追悼の言葉を述べる
吹越伍郎助議員

編集後記

すがすがしい風が、青葉、若葉を揺らす季節となり、町内でもスポーツや各種イベントが活発に行われております。また学校周辺には子供たちの元気な声があふれ、微笑ましく、たくましい限りであります。

今月は議会だより第四号をお届けします。本号は三月定例会の審議内容を編集しましたが内容の一部分を要約しておりますことをご了承ください。

編集委員会では町民の皆様方に親しまれる紙面作りを心がけております。企画・ご意見等ありましたら匿名でも結構ですので、ご投稿をお願いします。

議	長	沼	山	喜	久	男
委	員	長	阿	部	博	光
副	委	員	長	蛭	名	義
委	員	蓬	畑	金	介	
委	員	田	嶋			
委	員	榎	館	長	吉	
委	員	滝	沢	清	美	
委	員	森	川	盛	人	
委	員	蛭	名	政	勝	

